

ジビエ利活用コーディネーター登録制度実施要領

第1 目的

地域における農作物の被害防止対策として捕獲された野生鳥獣を利用した食肉（以下「ジビエ」という。）等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、ジビエ利活用コーディネーターを農林水産省に登録し、処理加工施設・地方公共団体等の要請に応じて紹介する制度を設けるものとする。

第2 定義

この要領において「ジビエ利活用コーディネーター」（以下「コーディネーター」という。）とは、農作物の被害防止対策として捕獲された野生鳥獣を利用したジビエ等利活用に関する専門的な知識及び経験を有し、処理加工施設・地方公共団体等に対して捕獲から搬入・処理加工、販売に至る体制づくりや需要と供給のマッチングなどの各種相談に応じた助言等を行うことができる者であって、第4の4の規定による登録を受けたものをいう。

第3 コーディネーターが行う助言等の内容

コーディネーターが行う助言等の内容は、以下に掲げる事項に関するものとする。

- (1) 地域におけるジビエ等利活用推進の体制整備
- (2) 地域における被害防止計画の策定（捕獲鳥獣の有効利用関係）
- (3) 処理加工施設の整備・運営
- (4) ジビエ等の処理・加工・流通・販売における衛生管理
- (5) ジビエ等商品の開発・販路開拓
- (6) その他捕獲鳥獣の有効利用の推進

第4 登録の手続

- 1 地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、地方公共団体、公的試験研究機関、大学その他これらに準ずる公的機関及びジビエ等利活用に関する関係団体並びに農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課（以下「鳥獣対策・農村環境課」という。）は、ジビエ等利活用に関する活動実績等から判断して、野生鳥獣の捕獲から搬入・処理加工、販売等若しくは野生鳥獣肉の衛生管理に関する専門的知識を有すると認める者又は農作物被害防止対策として捕獲した野生鳥獣の利活用に関する相当の知識及び経験を有すると認める者をコーディネーターの候補者として、本人の同意を得て、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に推薦することができるものとする。

- 2 農村振興局長は、1により推薦された者のうち、次に掲げるいずれかの要件を満たし、コーディネーターとして登録することが適切と認める者に対し、様式第1号によりコーディネーターへの登録を依頼するものとする。
 - (1) 野生鳥獣の捕獲から搬入・処理加工、販売等に関する専門的知識を有すること。
 - (2) 野生鳥獣肉の衛生管理に関する専門的知識を有すること。
 - (3) 農作物被害防止対策として捕獲した野生鳥獣の利活用に関する相当の知識及び経験を有すること。
- 3 コーディネーターへの登録を承諾する者は、承諾書（様式第2号）にジビエ利活用コーディネーター登録票（様式第3号）を添えて農村振興局長に提出するものとする。
- 4 農村振興局長は、3の承諾者をコーディネーターとして登録し、様式第4号により、当該コーディネーターに対して、コーディネーターの登録を通知するものとする。
- 5 1の推薦の受付は、原則、年1回とする。

第5 登録の取消等

- 1 農村振興局長は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該コーディネーターの登録を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の申告その他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
 - (2) 第7の4の規定に違反して、営利目的の活動を行ったとき。
 - (3) 罰金以上の刑に処せられたとき。
 - (4) 死亡、海外転出等の事由により連絡が不通となったとき。
 - (5) 第4の2で定める登録要件を満たさなくなったとき。
 - (6) 第6の4で定めるジビエ利活用コーディネーター登録票の再提出又は第8で定める実績報告を期日までに行わなかったとき。
 - (7) その他本制度の信用を著しく損なったとき。
- 2 コーディネーターは、コーディネーターとしての登録の継続が不可能になった場合は、速やかにその旨を農村振興局長に申し出るものとする。
- 3 農村振興局長は、コーディネーターから2の申出があった場合は、速やかに当該コーディネーターの登録を取り消すものとする。
- 4 農村振興局長は、1又は3の規定により登録を取り消したときは、速やかに、その旨を当該登録を受けている者に通知するものとする。
- 5 コーディネーターは、1又は3の規定により登録を取り消された場合は、遅滞なく第4の4により通知された文書を農村振興局長に返納するものとする。

第6 登録簿の作成及び管理

- 1 農村振興局長は、登録したコーディネーターに係る氏名、連絡先（住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）、専門分野、対応可能地域等の情報を記載した

登録簿を作成するものとする。

- 2 1の登録簿は、鳥獣対策・農村環境課で管理するものとする。
- 3 鳥獣対策・農村環境課は、登録簿に記載された情報については、本人の了承を得た上で、農林水産省のホームページ等により公表するものとする。
- 4 コーディネーターは、登録票に記載された内容に変更が生じたときは、30日以内にジビエ利活用コーディネーター登録票（様式第3号）を農村振興局長に再提出するものとする。

第7 利用の手続

- 1 コーディネーターに助言等を依頼しようとする者（以下「利用者」という。）は、依頼する助言等の内容その他必要な事項について、コーディネーターとの間で直接調整を行い、契約を締結するものとする。
- 2 希望するコーディネーターの連絡先等の情報が非公表の場合、利用者は鳥獣対策・農村環境課に連絡し、当該情報を得るものとする。当該情報をコーディネーターへの連絡・依頼等以外に用いてはならない。
- 3 利用者からコーディネーターに対して支払われる経費については、交通費、滞在費等に係る実費相当額及び謝金とする。
- 4 コーディネーターは、営利目的の活動をしてはならない。
- 5 依頼した助言等の活動に関して、データ収集等の調査が必要な場合には、利用者は当該調査の実施に積極的に協力するものとする。

第8 実績報告

コーディネーターは、当該年度における依頼を受けて実施した助言等の活動実績について、翌年度の4月30日までに様式第5号により農村振興局長に報告するものとする。

第9 その他

- 1 本制度による登録は、国家資格の付与を意味しないものとする。
- 2 本制度を利用した個別の事案に係る調整、トラブル等に関する責任は、利用者及びコーディネーターに帰属するものとする。
- 3 本制度は、コーディネーターに対して、活動の場を保証する制度ではない。
- 4 コーディネーターは、ジビエ等の全国的な需要拡大及び利活用推進を目的として、その知識・経験を活かし、本制度を利用して依頼された助言等以外について助言等を行おうとする場合においても、以下のいずれかに該当する場合を除き、「ジビエ利活用コーディネーター」の名称を使用することができるものとする。
 - (1) 自ら開発又は開発に関与した商品又はサービスの導入・購入を推奨する場合
 - (2) 商品又はサービスの品質等について、農林水産省がこれを保証したものと誤解さ

れるおそれがある方法で使用する場合

(3) 法令又は公序良俗に反するような方法及び本制度の信用を損なうおそれのある方法で使用する場合

- 5 農林水産省は、コーディネーター、利用者等に対して、ジビエ等の利活用に関連する各種情報をホームページ等により随時提供するとともに、本制度の運用に関して意見を求める等により、本制度の運用の改善に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、令和5年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この通知による改正前の「ジビエコーディネーター登録制度実施要領」（以下「旧要領」という。）第4の4に規定する「ジビエコーディネーター」に登録された者については、この通知による改正後の「ジビエ利活用コーディネーター登録制度実施要領」（以下「新要領」という。）第4の4に規定する「ジビエ利活用コーディネーター」に登録された者とみなして、新要領の規定を適用する。
- 3 この通知の施行の際現にある旧要領に規定する様式により使用されている書類は、新要領に規定する様式によるものとみなす。

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

農林水産省農村振興局長

ジビエ利活用コーディネーターへの登録依頼について

農林水産省では、農作物の被害防止対策として捕獲された野生鳥獣を利用した食肉等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、ジビエ利活用コーディネーターを登録し、地域等の要請に応じて紹介する制度を実施しています。

この度、ジビエ利活用コーディネーター登録制度実施要領（令和 4 年 1 月 5 日付け 3 農振第 2081 号農林水産省農村振興局長通知）第 4 の 1 の規定に基づき、貴殿はジビエ利活用コーディネーターの候補者として推薦されました。

つきましては、ジビエ利活用コーディネーターとして登録を承諾される場合は、本要領第 4 の 3 の規定に基づき、承諾書（様式第 2 号）及びジビエ利活用コーディネーター登録票（様式第 3 号）を御記入の上、〇年〇月〇日までに鳥獣対策・農村環境課宛てに御提出願います。

承 諾 書

年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

住所

氏名

私は、ジビエ利活用コーディネーター登録制度実施要領（令和4年1月5日付け3農振第2081号農林水産省農村振興局長通知）第4の3の規定に基づき、別紙のとおりジビエ利活用コーディネーターへの登録を承諾します。

また、今回提出するジビエ利活用コーディネーターに係る情報が、同要領第6の1の規定に基づき農村振興局長が作成する登録簿に記載されるとともに、そのうち公表に同意しない項目を除き、同要領第6の3の規定に基づき農林水産省のホームページ等に掲載されることについて同意します。

（注意）別紙として「ジビエ利活用コーディネーター登録票」（様式第3号）を添付すること。

ジビエ利活用コーディネーター登録票

令和 年 月 日 現在

① ふりがな 氏 名		
② 生年月日		元号 年 月 日
③ 本人	住 所	〒 -
	電話番号	
	携帯番号	
	FAX番号	
	e-mail	
④ 所属先	名称	
	役職名	
	住 所	〒 -
	電話番号	
	FAX番号	
e-mail		
⑤ 利用者からの問合せ連絡先 (どちらかを選択)		☐ 本人 又は ☐ 所属先
⑥ 専門分野 (該当するものを全て選択)		☐ 地域合意形成 ☐ ジビエ等の有効利用に適した捕獲手法 ☐ 捕獲鳥獣の解体・処理加工 ☐ 処理加工施設における衛生管理 ☐ 処理加工施設の運営 ☐ 商品開発 ☐ 流通 ☐ 販路開拓 ☐ ペットフード利用 ☐ 皮革利用 ☐ 動物園等でのと体給餌 ☐ 油脂利用 ☐ 骨利用 その他 ()
⑦ 対象鳥獣 (該当するものを全て選択)		☐ シカ ☐ イノシシ ☐ クマ その他 ()
⑧ 対応可能地域 (該当するものを全て選択)		☐ 全国 ☐ 北海道 ☐ 東北 ☐ 関東 ☐ 北陸 ☐ 東海 ☐ 近畿 ☐ 中国 ☐ 四国 ☐ 九州 ☐ 沖縄 その他特定の都道府県、地域 ()
⑨ 免許及び資格 (該当するものを全て選択し、 取得年を記載)		☐ 狩猟免許 (銃：取得年 元号 年) (わな：取得年 元号 年) ☐ 獣医師免許 (取得年 元号 年) その他 ()
⑩ 所属学会		
⑪ 過去に受講した研修・講習 (専門分野等に関するもの)		
(注意) ・上記の内容については、ジビエ利活用コーディネーター登録制度実施要領第6の1の規定に基づき、農林水産省農村振興局長が作成する登録簿に記載します。 ・また、下記の項目については、農林水産省のホームページ等により公表しますが、<u>公表に同意しない項目を選択</u>して下さい。 ・公表に同意されなかった項目については、利用者から鳥獣対策・農村環境課に求めがあった場合に、貴殿に連絡・依頼等を行う用途に限定した上で提供します。 ☐ ①氏名 ☐ ④所属先の名称と役職名 ☐ ⑤利用者からの問合せ連絡先 ☐ ⑥専門分野 ☐ ⑦対象鳥獣 ☐ ⑧対応可能地域 ☐ ⑨免許及び資格 ☐ ⑫活動実績(別頁) ・「⑤利用者からの問合せ連絡先」は、上記で選択された区分のうち以下の連絡方法を公表しますが、<u>公表に同意しない連絡方法を選択</u>して下さい。(複数選択可能) 本人 ☐ 電話番号 ☐ 携帯番号 ☐ e-mail 所属先 ☐ 電話番号 ☐ e-mail		

⑫ 活動実績

活動期間	
地 域	
活動分野 (該当するものを全て選択)	☐ 地域合意形成 ☐ ジビエ等の有効利用に適した捕獲手法 ☐ 捕獲鳥獣の解体・処理加工 ☐ 処理加工施設における衛生管理 ☐ 処理加工施設の運営 ☐ 商品開発 ☐ 流通 ☐ 販路開拓 ☐ ペットフード利用 ☐ 皮革利用 ☐ 動物園等でのと体給餌 ☐ 油脂利用 ☐ 骨利用 その他 ()
対象鳥獣 (該当するものを全て選択)	☐ シカ ☐ イノシシ ☐ クマ その他 ()
活動内容	
(注意) ・活動実績について、相談対応ごとに整理の上、記載をお願いします。なお、継続的に相談対応を行った場合、その地域や期間をまとめて記載して下さい。 ・活動内容には、「捕獲鳥獣のジビエ等の利活用に係る助言、指導、相談対応」を記載して下さい。	

(様式第4号)

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

農林水産省農村振興局長

ジビエ利活用コーディネーターとしての登録について

ジビエ利活用コーディネーター登録制度実施要領（令和4年1月5日付け3農振第2081号農林水産省農村振興局長通知）第4の4の規定に基づき、下記のとおりジビエ利活用コーディネーターに登録いたしましたのでお知らせします。

記

登録番号

登録年月日 年 月 日

ジビエ利活用コーディネーターとしての活動実績報告

年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

住所

氏名

登録番号

ジビエ利活用コーディネーター登録制度実施要領（令和 4 年 1 月 5 日付け 3 農振第 2081 号農林水産省農村振興局長通知）第 8 の規定に基づき、○年度におけるジビエ利活用コーディネーターとしての活動実績について、下記のとおり報告します。

記

活動の有無	☐ 有り ・ ☐ 無し
活動期間	
地域	
活動内容	（記載例） ○○処理加工施設の○○代表より、解体・処理加工における衛生管理の向上について助言を求められた。 オンライン打合せで一連の流れを確認し、後日現地で衛生管理が不十分であった○○の処理や○○の改善について、具体的に手順を示しながら助言した。 併せて、記録簿の作成や各種書類の保存についても指導した。

（注意）

- ・活動内容には利用者からの依頼に対する助言等の内容を簡潔に記載すること。
- ・活動実績が複数ある場合は、表を適宜追加する等全て記載すること。